

令和3年度 第1回近江八幡市総合介護市民協議会

	意見及び要望等	回答
1	<p>専門委員の推薦について、予定委員の中に医療関係者は医療センターと八幡病院だけだと思われるが、(医療連携部会の場合)実際に訪問されるのは医師会の先生だと思われ現場の声として医師会の先生をいれた方が良くないでしょうか。看護ステーションの代表者の方はいらっしゃいますか。</p>	<p>部会の会員は委員の中から会長が指名する(*1総合介護市民協議会の運営等に関する規則第8条)こととなり、市民協議会委員、専門委員の中から指名されます。医療連携部会へは前期同様に市民協議会からも柴田委員、高田委員、磯矢委員への指名を会長がされる予定となっておりますのでよろしくお願ひします。また、訪問看護ステーション所属の専門委員についても医療連携部会へ指名予定となっております。</p>
2	<p>近江八幡市総合介護市民協議会の資料を拝読いたし、ますますの高齢化社会において問題点は山積かといまさらながら思いました。これからの近江八幡市高齢者福祉、介護保険事業について共に考え勉強させていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p>	
3	<p>ズームなどWEBでの会議運営を希望します。</p>	<p>今後の状況に合わせてWEB会議等での開催も検討していきます。</p>

\*1(部会の構成)

総合介護市民協議会の運営等に関する規則(平成22年3月21日規則第129号)

第8条 協議会は、基本条例第9条各号に掲げる事項に関する調査及び審議を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の会員は、委員の中から会長が指名する。

3 第1項の規定により部会を設置した場合においては、基本条例に規定する協議会の権限を部会に委任することができる。

4 部会の構成に関し必要な事項は、別に定める。